

令和6年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金（二次募集）募集要領

1 事業名

令和6年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金

2 事業の目的

この補助金は、県内市町村・医療機関と県内外の民間企業や大学等が連携して実施する、デジタル技術を活用したヘルステック分野の新製品や新サービスの事業化のための実証実験（ヘルステック分野の製品やサービス等について、県内市町村・医療機関で運用等を行い、その結果を検証して技術の高度化や使用環境に応じた改修等を行い、社会実装を目指すもの。）に係る費用の一部を補助することで、県内に県外のヘルステック関連企業等と呼び込み、県内におけるヘルステック産業の創出と地域課題の解決に寄与することを目的としています。

3 補助対象事業

デジタル技術等を活用したヘルステック分野の新製品や新サービスの事業化のための実証実験の経費の一部を補助します。

なお、実証実験は、プロトタイプの実証・評価をする段階のものであり（プロトタイプの開発を含む）、実証実験の実施場所は県内市町村又は県内医療機関に限ります。

4 補助事業者の資格要件

補助事業者となる資格要件は次のとおりです。

(1) 補助事業者の主体は、県内市町村又は県内医療機関と、県内外の民間企業や大学等で構成されるコンソーシアムとします。

ア 民間企業等とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社及び合同会社（以下「会社」という。）、事業協同組合その他特別の法律の規定により設立された組合及びその連合会等、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定に基づき設立された法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に基づき設立された社団法人、医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき設立された法人並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき設立された法人とします。いわゆる個人事業主（法人を設立せずに自ら事業を行っている個人）は含みません。

イ 医療機関とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいう。

ウ 大学等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学及び高等専門学校をいう。

(2) コンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たさなければなりません。

ア 幹事者がエントリーする事業が、交付申請日までに高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト支援案件となること。

イ 県内市町村又は県内医療機関と、県内外の民間企業等の参加は必須とする。

ウ コンソーシアム構成員となる県外民間企業については、補助事業実施年度の翌年度から起算して3年以内に県内に本社、支社又は研究拠点等を設置すること。

- エ コンソーシアムを構成する組織（以降、コンソーシアム構成員という。）は、それぞれの資源を持ち寄り、主体的な役割をもって、連携して補助事業を実施すること。
- オ コンソーシアム構成員の中から幹事者を決定すること。
- カ 幹事者は、コンソーシアムの代表機関で、補助事業遂行のために全体管理・監督を行うこと。
- キ 幹事者は、コンソーシアム構成員を代表し、補助事業に係る一切の事務（県との書類のやりとりや経理の管理等）を行うこと。また、補助事業の目的を達成するために必要な事項の調整や進行管理を主体的に行うこと。
- ク 幹事者に所属する者の中から、当該事業を遂行する責任者「プロジェクトリーダー（PL）」を設定すること。
- ケ コンソーシアム構成員は、当該補助金事業の手続き等に関する一切の権限を、幹事者に委任し、それを証する書面を交付申請と同時に知事に提出すること。
- コ ア以外の民間企業等は補助事業者とはなれないため、コンソーシアム構成員の委託機関等として参加すること。
- サ 高知県の公的試験研究機関は補助事業者とはなれないため、コンソーシアム構成員の委託機関等として参加すること。
- シ 委託機関等の行為については、その発注者（コンソーシアム構成員）が全ての責任を負うこと。
- ※ 高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト支援案件となるためには、県による事前調査が必要となるため、19の「問合せ先」までご連絡ください。
- ※ (1)のウに定義するもの以外の教育機関が参加することを否定するものではありません。

(3) コンソーシアムを構成する民間企業等は、次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- ア 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を公募期間内に受けていないこと、又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- エ 本社（本店）及び営業所等（高知県内に限る。）が都道府県税を滞納していないこと。
- オ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- カ 県に対する税外未収金債権の滞納がないこと。

5 補助事業に関する情報の取り扱い

補助事業に関する情報は、開示することを前提とした情報を除いて、高知県情報公開条例第6条第1項第3号の規定に基づき開示しません。ただし、補助事業者と県が協議した上で、開示の合意に達した情報は開示します。また、補助事業を推進するために必要と認められる場合は、県と関係機関による秘密保持契約を締結した上で、その範囲内において使用目的を限って事業計画書等の情報を共有することがあります。

6 補助対象期間

交付決定の日から補助事業の実施年度の2月15日まで

7 補助金交付限度額

上限 7,500 千円、下限 1,000 千円

8 審査委員会の設置

別途定める「令和6年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

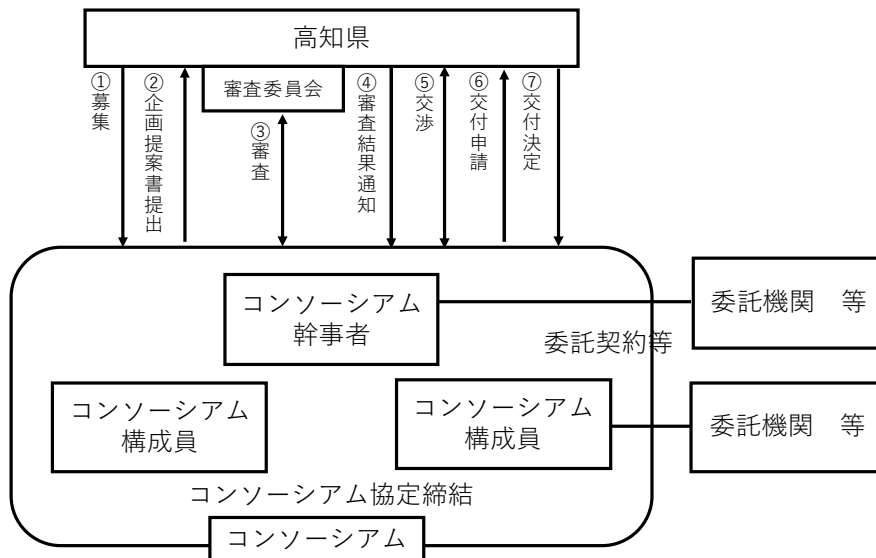
9 補助事業者の決定方法

(1) 提出された企画提案書等について、審査委員会において審査を行い、補助金交付の相手方となる候補者を選定します。

審査は、提案者によるプレゼンテーション及び質疑の内容を審査する審査委員会を開催し、あらかじめ定めた「令和6年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金（二次募集）審査要領」に基づき、公正に補助金交付の相手方となる候補者を決定します。

(2) 県と補助金交付の相手方の候補者は、企画提案書等の内容をもとにして、補助事業の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときに、補助金交付の手続きに進みます。補助金交付に際して、企画提案書等の修正を条件とする場合があります。

10 募集から交付決定までのイメージ



②企画提案書は幹事者から提出してください。
④審査結果は幹事者に通知します。
⑤幹事者を窓口として交渉を行います。
⑦コンソーシアムが補助金交付の相手方(補助事業者)となります。ただし、書類のやりとり、経理書類の管理等の事務は幹事者が担当します。

1.1 公募開始及び説明会

(1) 公募開始

公募開始は令和6年6月21日（金）からとします。

(2) 説明会

日時 : 令和6年6月28日（金）11:00 から

開催方法 : オンライン（Zoom）

申込方法 : 参加申込書（様式1）を電子メールにより提出して下さい

申込期限 : 令和6年6月27日（木）正午

1.2 質疑と回答

質疑は令和6年7月5日（金）正午まで電子メールで受け付けます（様式2）。受け付けましたら、電子メールにてその旨通知しますので、通知がない場合はお問い合わせください。質疑及び回答の内容はホームページに掲載します。

1.3 資格要件の確認

コンソーシアムの構成員の内、民間企業等は、参加資格を確認させていただきますので、以下の書類を幹事者が取りまとめて提出してください。

※県内市町村及び大学等の提出は不要です。

(1) 提出書類及び提出部数等

様式番号	提出書類	説明	部数
3	資格審査申込書（鑑）	幹事者が作成	1
4	資格審査申込書	コンソーシアム構成員ごとに作成	1
5	誓約書兼同意書	コンソーシアム構成員ごとに作成 ※高知県に対する税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書を提出してください。	1
	高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト支援決定通知書の写し	※幹事者が高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト支援案件の決定を受けていない場合は、 <u>7月18日（木）17時までに19問合せ先にご連絡</u> ください。	1
	資格審査確認書類	コンソーシアム構成員ごとに必要 <u>a及びb、またはcのみ</u> a 本社及び高知県内の営業所や事業所の都道府県税の納税証明書（写し可） なお、税完納情報の提供に係る同意書（※4）及び本人確認書類の写し（※5）でも代用可（※1）滞納がないことの証明書を提出してください。事業を開始したばかりで、課税されていない場合も提出が必要です。 （※2）公募開始日以降に取得したものに限り （※3）滞納のない証明書が発行されない場合	1

		<p>は、直近事業年度の納税証明書を提出してください。</p> <p>(※4) 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式</p> <p>(※5) 法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等</p> <p>(※6) (※5)については、マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。</p> <p>b 本社及び高知県内の営業所や事業所の消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)</p> <p>※公募開始日以降に取得したものに限りません。</p> <p>※納税証明書の「その3」又は「その3の3」を提出してください。「その1」及び「その2」は不可です。</p> <p>c 令和6～8年度高知県入札参加資格者名簿の写し</p>	
	コンソーシアム協定書の写し	<p>任意様式</p> <p>※コンソーシアム協定書については、企画提案書の提出期限までは提出を猶予します。</p>	1

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

(3) 提出期限

令和6年7月19日(金)17時 必着

(4) 提出先

高知県産業振興推進部産業イノベーション課
〒780-8515 高知市永国寺町6番28号
高知県産学官民連携センター「ココプラ」内
電話番号 088-823-9781

(5) 資格要件の確認

産業イノベーション課において、提出のあった資格審査確認書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了しましたら、7月24日(水)までに幹事者に通知します。

(6) 無効または失格

コンソーシアム構成員内に資格要件を満たさない者があった場合、当該補助事業者の企画提案書は無効となります。

(7) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 資格審査申込書を提出した者のうち資格要件を満たさない者に対しては、満たさない旨及び満たさない理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

1.4 企画提案書の作成及び提出

別途定める「令和6年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金（二次募集）企画提案書作成要領」に定めるとおり。

1.5 審査

別途定める「令和6年度高知県ヘルスケア産業実証実験支援事業費補助金（二次募集）審査要領」に基づき実施します。

1.6 審査結果

審査結果は、令和6年8月中旬頃、全ての提案者に文書で通知します。なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

【高知県情報公開条例】

<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

1.7 日程

令和6年

6月21日（金）	募集開始
6月28日（金）11時	説明会
7月5日（金）正午	質疑書提出締切（質疑事項の受付締切）
7月19日（金）17時	資格審査申込書及び資格要件の確認書類の提出締切
7月26日（金）17時	企画提案書提出締切
8月上旬	審査委員会（プレゼン審査）
8月中旬	審査結果通知
	補助金交付に向けた調整・手続き
交付決定の日	補助事業開始

1.8 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は必要に応じて複写します（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）。
- (3) 補助金交付の決定者については、コンソーシアム構成員の機関名及び事業名等を県のホームページ等により開示します。
- (4) 補助金交付の決定者以外の企画提案書の内容については、提案者の承諾なしに開示することはありません。
- (5) (3) 及び (4) に定めるものの他、提案者と県が協議した上で開示の合意に達した情報は開示します。高知県情報公開条例6条第1項第3号の規定に該当する情

報は非開示となります。

- (6) 補助事業を推進するために必要と認められる場合は、情報開示を行う相手先と県とで秘密保持契約を締結したうえで、契約の範囲内において情報を共有することがあります。

19 問合せ先

高知県産業振興推進部産業イノベーション課（担当者：樋口、西岡）

〒780-8515 高知市永国寺町6番28号

高知県産学官民連携センター「ココプラ」内

電話番号：088-823-9781

ファックス：088-821-7112

E-Mail：121701@ken.pref.kochi.lg.jp

20 その他

- ・企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- ・企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- ・補助事業の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。
- ・企画提案書の提出後に審査を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の県との契約等について不利益な取り扱いをするものではありません。
- ・次の各号に該当する提案者は、失格になることがあります。
 - ア 提出書類に虚偽の内容や不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
 - ウ 審査委員、県職員又は当該募集及び審査の関係者に対して、当該募集及び審査に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - エ 当該募集及び審査の手続きの過程で「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ・当該事業の募集開始後に県の組織や人事異動に伴う変更があった場合、関係書類の提出先や問い合わせ先は、その事務を引き継いだ組織及び担当者となります。